

不良債権の状況【単体】

リスク管理債権

(単位:百万円)

| | 2020年9月30日 | 2021年9月30日 |
|-------------------|------------|------------|
| 破 綻 先 債 権 | 4,745 | 4,205 |
| 延 滞 債 権 | 48,229 | 54,164 |
| 3 カ 月 以 上 延 滞 債 権 | 1,376 | 600 |
| 貸 出 条 件 緩 和 債 権 | 27,443 | 29,654 |
| 合 計 | 81,795 | 88,625 |
| 貸出金残高に占める割合 (%) | 1.62 | 1.72 |

●用語の解説

破綻先債権

未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち、会社更生法、破産法、再生手続等の法的手続きがとられている債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金のことです。

延滞債権

未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金のことです。

3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金のことで、上記の破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金のことです。

貸出金償却額

(単位:百万円)

| | 2020年度中間会計期間 | 2021年度中間会計期間 |
|-------|--------------|--------------|
| 償 却 額 | — | — |

貸倒引当金残高及び内訳

(単位:百万円)

| | 2020年9月30日 | | | | | 2021年9月30日 | | | | |
|-------------|------------|---------|---------|--------|--------|------------|---------|---------|--------|--------|
| | 期首残高 | 当中間期増加額 | 当中間期減少額 | | 中間期末残高 | 期首残高 | 当中間期増加額 | 当中間期減少額 | | 中間期末残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 18,225 | 20,358 | — | 18,225 | 20,358 | 22,019 | 22,485 | — | 22,019 | 22,485 |
| 個別貸倒引当金 | 19,294 | 19,032 | 1,415 | 17,879 | 19,032 | 20,924 | 20,382 | 1,264 | 19,659 | 20,383 |
| うち非居住者向け債権分 | 996 | 971 | — | 996 | 971 | 1,132 | 1,023 | — | 1,132 | 1,023 |
| 特定海外債権引当勘定 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合 計 | 37,519 | 39,390 | 1,415 | 36,104 | 39,390 | 42,943 | 42,867 | 1,264 | 41,678 | 42,868 |

(注) 当中間期減少額のうちその他は洗替えによる取崩額です。

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(金融再生法)に基づく資産の査定額

(単位:百万円)

| | 2020年9月30日 | 2021年9月30日 | 対比 |
|--------------------------|------------|------------|---------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 19,661 | 19,678 | 17 |
| 危険債権 | 33,453 | 39,127 | 5,674 |
| 要管理債権 | 28,820 | 30,255 | 1,435 |
| 小 計 (A) | 81,934 | 89,060 | 7,126 |
| 正 常 債 権 | 5,114,051 | 5,210,497 | 96,446 |
| 合 計 (B) | 5,195,986 | 5,299,558 | 103,572 |
| 対象債権に占める比率 ((A)/(B)) (%) | 1.58 | 1.68 | 0.10 |

(注) 資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分しております。

●用語の解説

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のことです。

3. 要管理債権

要管理債権とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」のことです。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、前記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権のことです。